

令和元年度 第3回

名古屋市上下水道局用地貸付  
先着順貸付

# 募集案内書

[公有財産借受申込書付]

受付期間 : 令和2年2月20日(木) から  
令和2年3月10日(火) まで



◆申込の前には、必ずこの案内書をお読みください。

# 目 次

---

◇ 先着順貸付募集案内書 .....	
第1 貸付物件 .....	P 1
第2 申込者の資格 .....	P 2
第3 貸付条件等 .....	P 4
第4 申込・受付 .....	P 6
第5 契約の締結等 .....	P 8
第6 貸付料の納付 .....	P 8
第7 契約保証金 .....	P 8
◇ 別紙1 貸付物件説明書 .....	P 9
◇ 別紙2 公有財産賃貸借契約書（ひな形） .....	P 11
◇ 様式1 公有財産借受申込書 .....	P 17
◇ 様式2 法人役員等に関する調書 .....	P 19
◇ 市役所位置図・地下鉄路線図等 .....	P 21
◇ 問合せ先 .....	P 22

# 先着順貸付 募集案内書

先着順貸付に申し込みをされる方は、法令、名古屋市の条例、規則、名古屋市上下水道局の規程及びこの募集案内書をよくご確認のうえ、お申し込みください。

申し込みのために提出された書類等に記載された情報は、貸付事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

## 第1 貸付物件 (詳細は別紙1のとおり)

### 1 貸付物件

所在地番	地目	貸付地積	貸付料 (月額)	貸付期間 (予定)
犬山市大字犬山字四日市33番	雑種地	約590m <sup>2</sup>	28,280円	R 2. 4. 1 ~ R 5. 3. 31

### 2 申込の際の注意点

- (1) 電気・上下水道・ガス等の引込、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗入施設の設置、その他貸付物件を使用するために必要な手続及び費用は、借受人の負担とします。詳細については、関係事業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (2) 貸付物件は、現況有姿でお貸しします。したがって、工作物（フェンス、擁壁、舗装、電灯、車止めなど）及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままでお貸しすることとなります。
- (3) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により土地貸付契約が終了する場合には、借受人は、自らの費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他借受人が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して当局に返還しなければなりません（ただし、当局が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません）。
- (4) 現地説明は行いません。申込者の方は、必ずご自身で現地や諸規制の確認を行ってください。
- (5) 貸付物件の地盤調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。
- (6) 本件契約の有効期間中において必要となった貸付物件の土壌汚染対策に要する費用は、借受人の負担とします。
- (7) 契約締結後においては、貸付開始日から6か月間は借受人から解約を申し出ることはできません。

## 第2 申込者の資格

---

### 1 先着順貸付申込資格

次のいずれかに該当する方は、先着順貸付に申し込むことができません。

- (1) 先着順貸付に係る契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年を経過していない方（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。）
  - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した方
- (3) 次のいずれかに該当する方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた方を除きます。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (4) 令和元年度第3回名古屋市上下水道局用地貸付入札（令和2年2月13日実施、以下「本件入札」という。）公告の日から本件先着順貸付の申込の日（以下「申込日」という。）までの間に指名停止の期間がある方
- (5) 本件入札公告の日から申込日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日上下水道局長決裁）に基づく排除措置を受けている方
- (6) 国税及び地方税の滞納がある方
- (7) 貸付期間中の貸付料を納める資力、能力等を有しない方

(8) 本募集案内書記載の貸付条件及び法令等を遵守できない方

## 2 暴力団関係事業者の排除

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ以下の合意書を締結しています。

そのため、貸付申込者全員（法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部に対し、氏名・生年月日・性別・住所・役職名を提供し、排除措置の対象となる法人等に該当するかどうかを照会します。情報の提出に同意いただけない方は本件貸付に申し込むことができませんので、ご注意ください。

### 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」 (平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

#### 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

#### 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

### 第3 貸付条件等 (詳細は別紙1のとおり)

---

#### 1 使用の形態

- (1) 当局は、公有財産賃貸借契約を締結することにより借受人に土地を貸し付けます。
- (2) 貸付物件の用途は、平面駐車場（月極駐車場、時間貸駐車場及びカーシェアリングを含む）、資材置場その他平面的又は一時的な利用に限定し、現況有姿でお貸しします。ただし、建物の設置については借地借家法（平成3年法律第90号）第25条（一時使用目的の借地権）の規定が適用される場合に限ります。

#### 2 貸付料

月額28,280円

#### 3 貸付期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

※ 貸付期間には、公有財産借受申込書（様式1・本書17ページ）に記載する使用用途に供するための整備に要する期間及び当該使用用途のために設置した設備等の取次に要する期間を含みます。

#### 4 用途の制限

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業形態のものは、原則として営業時間を問わず使用不可）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業（成人向けDVDショップ等を含む。）の用途に使用することはできません。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの用途に使用することはできません。
- (4) 公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- (5) 周辺環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- (6) その他適当ではないと当局が判断した用途に使用することはできません。
- (7) 第三者をして(1)から(6)の用途に使用させることはできません。

#### 5 権利譲渡、転貸等の禁止

借受人は、当局の書面による承認を得ない限り、本件土地の賃借権を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することはできません。

#### 6 調査協力義務

使用状況を把握するため、当局は随時貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力しなければなりません。

#### 7 原状回復義務等

- (1) 借受人は、契約期間の満了時又は契約の解除時まで、借受人の費用をもって貸付

物件に存する工作物等を取り壊し、原状回復したうえで当局に返還しなければなりません（ただし、当局が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません。）。

- (2) 借受人は、貸付物件の返還が遅延した場合には、契約期間の満了日又は契約の解除日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間における貸付料相当額の使用損害金を支払わなければなりません。

## 8 契約の解約及び解除

- (1) 借受人は、契約期間中に契約の解約を申請することができます。この場合、借受人の解約申請の翌日から起算して2か月を経過したことにより契約が終了するものとします。また、2か月分の貸付料相当額を当局に支払うことによって、解約申入日の翌日から起算して2か月以内で借受人が希望する日に契約を解約することができます。

- (2) 当局は、借受人が次のいずれかに該当すると認める場合には、契約の解除を行うことができます。

ア 当局の書面による承認を得ることなく、貸付物件を当局が指定する用途以外の用途に供したとき

イ 当局が示す用途の制限に違反したとき

ウ 貸付料の支払いを納付期限から2か月以上遅延したとき

エ 当局の書面による承認を得ることなく、当局が示す期日までに貸付物件を指定用途に供しなかったとき

オ 当局の書面による承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供したとき

カ 物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき

キ 調査協力義務を怠ったとき

ク その他契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

- (3) 当局は、地方自治法第238条の5第4項の規定により、公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とすると認める場合には、契約を解除することができます。その場合には、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の規定に準じて損失を補償するものとします。

## 第 4 申込・受付

受付期間	<p>令和 2 年 2 月 20 日（木）から令和 2 年 3 月 10 日（火） まで          （ただし、土曜日、日曜日、祝休日を除く）          [時間：各日とも午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで]          期間内に必要書類等を以下の受付場所まで<u>ご持参</u>ください。          ※郵送や電話等による申込はできません。</p>				
受付場所	<p>名古屋市役所西庁舎 8 階 上下水道局資産活用課          （問合せ先 ☎ 052-972-3728）</p>				
必要書類等	<p>次の(1)及び(2)に掲げる書類を提出してください。  <b>【注】本件入札に参加申込をされ、入札参加資格を認められた方については、(2)の書類の提出は不要です。ただし、本件入札参加申込時に提出した(2)の書類の内容に変更があった場合には、必ず(2)の書類を提出してください。</b></p> <p>(1) 公有財産借受申込書          先着順貸付の受付期間中、当局公式ウェブサイトに掲載します。契約書に押印するものと同一の印鑑を押印してください。</p> <p>(2) 個人・法人の別に、下表に掲げるすべての書類          ※いずれも令和 2 年 2 月 20 日（木）以降発行のものに限ります。</p> <table border="1" data-bbox="384 1178 1402 2076"> <tr> <td data-bbox="384 1178 523 1630">個人の場合</td> <td data-bbox="528 1178 1402 1630"> <p>①住民票の写し              （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p> <p>②印鑑登録証明書</p> <p>③国税の納税証明書              （その 3 の 2 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>④地方税の納税証明書              （個人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1637 523 2076">法人の場合</td> <td data-bbox="528 1637 1402 2076"> <p>①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</p> <p>②法人役員等に関する調書（様式 2・本書 19 ページ）</p> <p>③印鑑証明書</p> <p>④国税の納税証明書              （その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>⑤地方税の納税証明書              （法人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p> </td> </tr> </table>	個人の場合	<p>①住民票の写し              （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p> <p>②印鑑登録証明書</p> <p>③国税の納税証明書              （その 3 の 2 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>④地方税の納税証明書              （個人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p>	法人の場合	<p>①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</p> <p>②法人役員等に関する調書（様式 2・本書 19 ページ）</p> <p>③印鑑証明書</p> <p>④国税の納税証明書              （その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>⑤地方税の納税証明書              （法人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p>
個人の場合	<p>①住民票の写し              （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p> <p>②印鑑登録証明書</p> <p>③国税の納税証明書              （その 3 の 2 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>④地方税の納税証明書              （個人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p>				
法人の場合	<p>①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</p> <p>②法人役員等に関する調書（様式 2・本書 19 ページ）</p> <p>③印鑑証明書</p> <p>④国税の納税証明書              （その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明）</p> <p>⑤地方税の納税証明書              （法人市町村民税の滞納がない旨の証明または納税証明書（平成 29 年度分及び平成 30 年度分））</p>				



	<p>※（法人の場合） 地方税の納税証明書について、名古屋市への納税義務がある場合は、市税事務所又は区役所で発行する、市税に滞納のない旨の証明書又は納税証明書を提出してください。名古屋市への納税義務がない場合は、本店で納付した市町村民税（国税・県税ではありません）の滞納がない旨の証明書又は納税証明書を提出してください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>(1) 受付開始日の受付開始時間において、同時に複数の方の申込があった場合には、くじにより先着順位を決定します。</p> <p>(2) 先着順のためすでに受付済の場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>(3) 提出された書類は一切お返しできません。</p> <p>(4) 契約結果については、契約金額及び契約者名を当局公式ウェブサイトにて公表します。</p> <p>(5) 公有財産借受申込書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンなど消すことができる筆記具は使用できません。</p> <p>(6) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に契約者となる方の印鑑を押印してください。</p> <p>(7) 前2号に違反する申込及び次のいずれかに該当する申込は、無効な申込とします。</p> <p>ア 参加資格を有しない者のした申込</p> <p>イ 記名押印のない申込</p> <p>ウ その他条件に違反した申込</p>

## 第5 契約の締結等

---

- 1 申込者と当局とは、**公有財産賃貸借契約書**（ひな形として別紙2を参照）を締結します。
- 2 貸付契約は、申込者名義で行います。
- 3 契約の締結及び履行に関する一切の費用は、借受人の負担とします。
- 4 契約締結期限は、**令和2年3月31日（火）**です。正当な理由なくそれまでに契約を締結しない場合には借受人の資格を取り消します。

## 第6 貸付料の納付

---

- 1 借受人には、契約書で定められた始期（令和2年4月1日を予定しています。）から貸付料の支払義務が発生します。**貸付物件を使用用途に供するための整備に要する期間においても貸付料の減額はしません。**
- 2 貸付料を契約書で定める期日までに、当局発行の納入通知書により納付していただきます。各年度の納付方法は、次表に基づく**年間4回の支払い**とし、前払いとなる期間について利子は付さないものとします。なお、開始初年度の貸付開始日から6月末日までの支払時期は当局が指定する日までとします。

期 間	支払時期
4月～6月	3月末日
7月～9月	6月末日
10月～12月	9月末日
1月～3月	12月末日

- 3 使用する期間が1月に満たない場合には、1月を30日として日割計算します。

## 第7 契約保証金

---

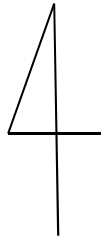
- 1 契約保証金を当局発行の納付書により貸付契約締結日までに納付していただきます。
- 2 契約保証金は貸付料の**6か月分**とします。
- 3 契約保証金は、契約条項に違反等がない場合において、貸付物件の明渡し完了後に還付します。ただし、当局に対する未払の貸付料等がある場合には、本件契約に基づいて生じた一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。

## 貸付物件説明書

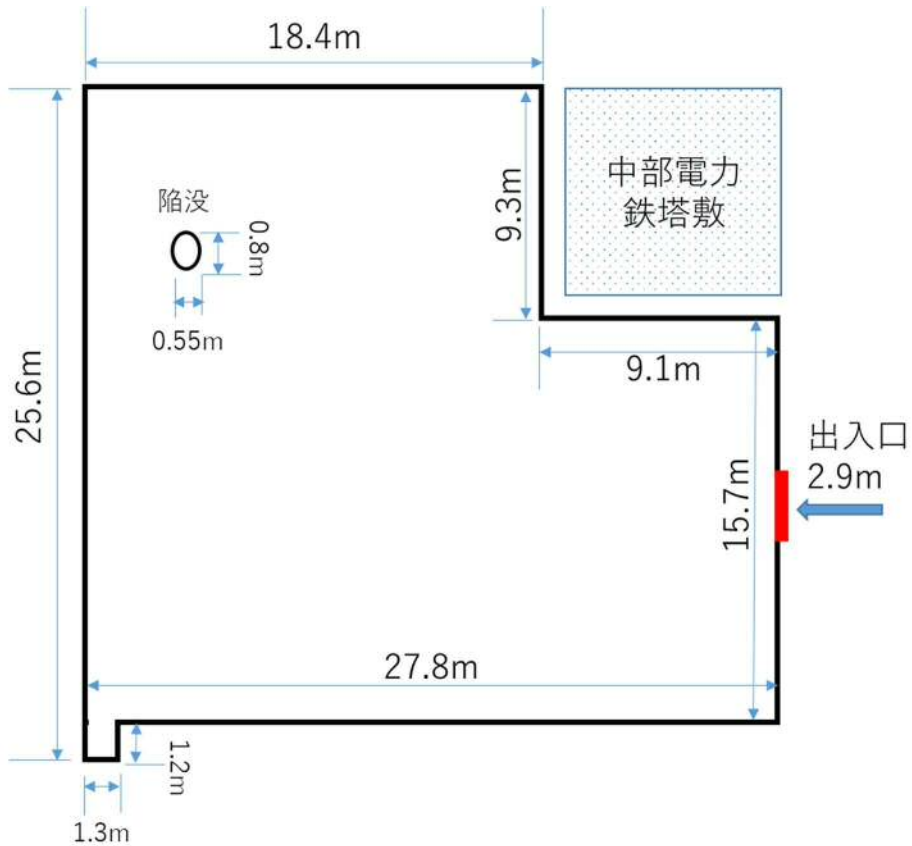
所在地番		地目	貸付地積	貸付価格（月額）	
犬山市大字犬山字四日市33番		雑種地	約590㎡	28,280円	
貸付期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年0か月間）				
接面道路の幅員等	南東側で幅員13.5m（遊歩道6.2mを含む。）の舗装路（尾張広域緑道）に接面しています。				
交通機関	バス	岐阜バス犬山駅東口から西方へ約1.3km			
	鉄道	名鉄犬山線犬山口駅から北西方へ約1.2km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路電柱 有	中部電力(株)	小牧営業所	0120-929-580
	上水道	なし	犬山市役所	水道課	0568-62-9300
	下水道	なし	犬山市役所	下水道課	0568-44-0337
	ガス	なし	犬山ガス(株)		0568-61-0002
公共施設 〔道路距離〕	犬山市役所	物件の東方	約	1.1	Km
	市立犬山西小学校	物件の南方	約	0.6	Km
	市立犬山中学校	物件の南西方	約	0.5	Km
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付地積は、図面上の求積値です。</li> <li>・現在の状況は、砂利敷です。</li> <li>・外周はネットフェンスで囲まれています。</li> <li>・深さ60cm程度の陥没が一か所ある他、切り株が複数残置されています。</li> <li>・地面は前面の舗装路から20cm程度下がっています。</li> <li>・前面の舗装路は道路ではなく、県が管理する緑道です（通行は認められています）。</li> <li>・中部電力の鉄塔敷地と接しています。</li> </ul>				
担当課	上下水道局資産活用課 Tel 052-972-3728				

※ 貸付物件説明書は、先着順貸付申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず先着順貸付申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

【付近見取図】



【詳細図】



## 公有財産賃貸借契約書（ひな形）

（貸付物件）

所在地番	地目	貸付地積
		m <sup>2</sup>

指定用途	
貸付期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで （ 年 か月）
貸付料	（総額） 円 ※ （うち消費税及び地方消費税の額 円 ※）
	（月額） 円 ※ （うち消費税及び地方消費税の額 円 ※）
契約保証金	円 ※ （貸付料の月額6月分）
特約条項	無

（貸付料納付期限）

納付すべき貸付料に係る貸付期間	納付期限※
4月から6月まで	3月末日
7月から9月まで	6月末日
10月から12月まで	9月末日
1月から3月まで	12月末日

※ 契約締結後初回請求分の貸付料については、別途指定する期限

貸付人（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は上記契約を締結し、別紙契約条項を遵守して信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。  
この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市上下水道局長

印

乙

印

## 契約条項

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人(以下「甲」という。)及び借受人(以下「乙」という。)は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(指定用途)

第2条 乙は、本件公有財産を公有財産賃貸借契約書(以下「契約書」という。)に記載の使用目的・用途(以下「指定用途」という。)に使用しなければならない。

2 乙は、指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途を書面により甲に申請し、甲の書面による承認を受けなければならない。

3 乙は、本件公有財産を次に定める用途に供し、又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの用途

(4) 公序良俗に反する用途

(5) 周辺環境を損なうおそれがある用途

(6) 前2号に掲げるもののほか、適当ではないと甲が判断した用途

4 乙は、本件公有財産において、借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定が適用される場合を除き建物を設置してはならない。

(貸付料)

第3条 乙は、契約書に記載されている本件公有財産の貸付料(以下「貸付料」という。)を、契約書に定めるとおり各貸付期間の始期の前月末までに甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結後初回請求分の貸付料については、乙は、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに納付しなければならない。

3 貸付日数が1月に満たない月がある場合には、その月の貸付料は、契約書に記載されている貸付料(月額)を30で除して得た値に当該1月に満たない月の日数を乗じて得た金額とし、端数については、1円未満を切り上げる。

(延滞金)

第4条 乙は、前条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わない場合には、

納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号。）第31条第2項に定める割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第5条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金を、甲が発行する納入通知書により本件契約締結日までに納付しなければならない。

2 契約保証金については、第20条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 契約保証金については、利子を付さない。

4 乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じた場合には、甲は、契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。

5 前項の規定により甲が弁済に充当した場合には、甲は、弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に対して書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に対して請求することができない。

7 甲は、本件契約が終了し、乙から本件公有財産の明渡しを受けた場合において、乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

（届出事項）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 乙の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 本件公有財産が滅失し、又は損傷したとき

（瑕疵担保）

第8条 乙は、本件契約を締結した後、本件公有財産について数量の不足その他隠れた瑕疵を発見した場合でも、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

（用途に供する期日）

第9条 乙は、本件公有財産を、貸付期間開始日から起算して1月を経過した日までに指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により前項に定める期日の変更を必要とする場合には、事前に詳細な理由を付した書面により甲に提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の書面による承認を得ないで本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供する(以下「転貸等」という。)ことができない。

2 乙は、前項の規定により、転貸等をした場合には、当該転貸等をした第三者に対し、契約条項を承継させなければならない。

(物件保全義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件公有財産の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用については全て乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。

3 乙は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、本件公有財産を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合には、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第12条 甲は、本件公有財産について随時その使用状況を実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(土壌汚染対策)

第13条 貸付期間において土壌汚染対策が必要となった場合には、関係法令に従い、乙が自己の費用をもって当該対策を実施するものとする。

(違約金)

第14条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 第2条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、本件公有財産を同条第1項に定める用途以外の用途に供したとき 貸付料年額の100分の30

(2) 第2条第3項各号のいずれかの規定に違反したとき 貸付料年額の100分の30

(3) 第9条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに本件公有財産を指定用途に供しなかったとき 貸付料年額の100分の10

(4) 第10条の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若し



- くは承継させ、又はその権利を担保に供したとき 貸付料年額の100分の30
- (5) 第12条に定める調査協力義務を怠ったとき 貸付料年額の100分の10
- 2 前項各号に定める違約金は、第20条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本件契約を解除することができる。

- (1) 甲において、本件公有財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 乙が、第2条、第9条、第10条及び第12条の規定に違反したとき
- (3) 乙が、第3条第2項に定める貸付料の支払いを2月以上怠ったとき
- (4) 乙が、第11条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、本件公有財産を荒廃に至らしめたとき
- (5) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

2 甲は、前項第1号の事由に基づき本件契約を解除する場合には、乙に対して書面により解除希望日の2月前までに通知を行うものとする。ただし、天災地変その他の事情があるため甲が速やかに本件契約を解除する場合には、この限りではない。

3 甲は、第1項第1号の事由に基づき本件契約を解除する場合には、乙に対し、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の規定に準じて損失を補償するものとする。

4 第1項第2号から第5号までの事由に基づき本件契約を解除する場合には、甲は乙に対して一切補償をしない。

(乙による契約の解約)

第16条 乙は、貸付期間開始日から起算して6月を経過したのちは、貸付期間中に甲に対して書面により本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は当該申入れがあった日の翌日から起算して2月を経過した日をもって終了するものとする。ただし、当該申入れ時に貸付期間の残余分が2月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の解約の申入れ後、甲の書面による承認を受けた場合において、貸付料の2月分（前項ただし書の場合においては当該残余期間分）に相当する金額を甲に支払ったときは、乙は本件契約を解約申入日の翌日から起算して2月以内（前項ただし書の場合においては当該残余期間内）で乙が希望する日に解約することができる。

(契約の失効)

第17条 天災地変により、本件公有財産が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になった場合には、本件契約はただちに失効する。

2 前項の規定により本件契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

## (原状回復義務)

第18条 貸付期間が満了し、又はその他の事由により本件契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって本件公有財産の上に存する工作物その他乙が本件公有財産に付属させたものを撤去し、本件公有財産を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本件公有財産を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の書面による承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が本件公有財産を返還しない場合には、本件契約終了の翌日から本件公有財産の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合には、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

## (貸付料の清算)

第19条 本件契約が、第15条の規定により貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が同条第1項第1号によるときのほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して還付しない。

2 本件契約が第16条の規定により貸付期間の途中で解約の申入れを受けた場合、既納の貸付料のうち契約終了日以降の期間にかかる貸付料については甲は乙へ還付する。

## (損害賠償)

第20条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (有益費等の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の事由により本件契約が終了した場合において、本件公有財産に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

## (契約の費用)

第22条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

## (その他)

第23条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

## (裁判管轄)

第24条 本件契約に係る甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

公有財産借受申込書(新規)	
令和 年 月 日	
(宛先)名古屋市上下水道局長	
申込者	
住 所	
フリガナ 氏 名	
印	
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)	
裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
使 用 用 途	
所 在 地	犬山市大字犬山字四日市33番
借 受 面 積	約590㎡
借 受 期 間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所)  (名前)  電話 ( )
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

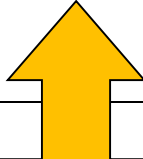
- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する方をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う方をいう。以下同じ。）がいる方
  - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している方
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている方
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している方
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している方
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する方であることを知りながら、これを利用するなどしている方
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった方
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載してください。

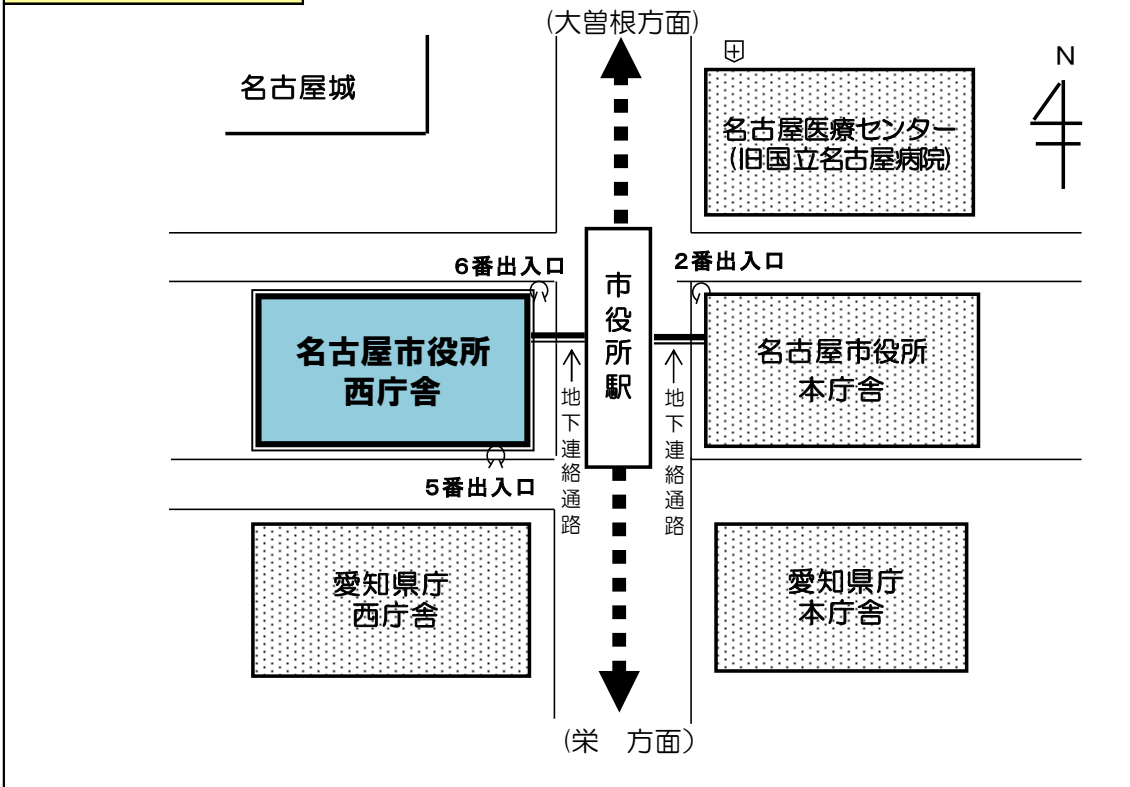
法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・ <b>㊦</b> ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ <b>㊦</b> ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・ <b>㊦</b> ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サプロウ) 公社 三郎	M・T・ <b>㊦</b> ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	( )	M・T・S・H・R ・		 代表役員については 現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証 明書に記載されてい る住所を記載し、そ の他の役員について は現住所を記載して ください。
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		
	( )	M・T・S・H・R ・		

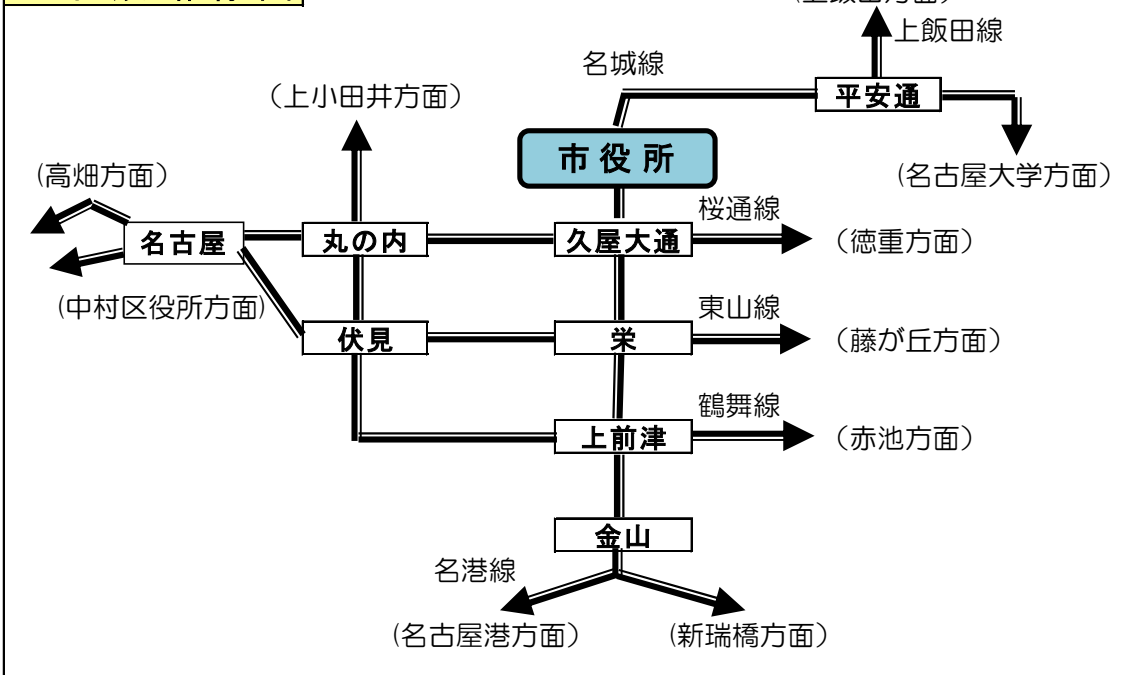
令和2年2月20日以降に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている現職の役員を全員記載してください。

※ 法人の役員について記載してください。

**市役所位置図**



**地下鉄路線図**



**市役所を通る主なバス路線**

- 基幹2(栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2(名古屋駅～市役所～光ヶ丘・猪高車庫)
- 名駅14(名古屋駅～市役所～大曾根)
- 栄11(栄～市役所～如意車庫前・平田住宅)
- 栄25(栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせは…


## 名古屋市上下水道局 資産活用課

(局用地貸付担当：野倉、福田)

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎 8階

 : 052-972-3728

FAX : 052-951-4136

E-mail : [shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp](mailto:shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp)

※ 問合せ時間は、午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、休日を除く。)

※ お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。